

評議員選出に関する細則補足説明

Q: 現在、評議員をしています。次回の更新までに筆頭の論文が必要ということになりますか？

A: はい。筆頭学術論文が必要です。ただし、発行時期は古いものでも結構です。ただし、今回限り、日本集中治療医学会への特定の貢献がある場合、それを筆頭学術論文に代えることができます。

Q: 日本集中治療医学会への特定の貢献とはどのようなものを示しますか？

A: 日本集中治療医学会が行った診療ガイドラインやテキスト作成、セミナー講師等になります。

Q: 特定の学会への貢献が認められ、2022年からも評議員を務めた場合、2024年は更新審査(学会での発表2回/年、学術論文共著者1本/4年)を受けると考えてよろしいですか？

A: いいえ。第10条の資格要件を満たす必要があります。

医師以外の評議員（新規、更新）のこれから

2022年には新規、更新に関わらず、すべての評議員は第10条に該当するか審査を受審します。第10条では、筆頭学術論文が必要です。ただし、学会発行のテキストやガイドライン、セミナー等の業績がある場合は、猶予期間が設けられ、2024年の更新時に第10条に該当するか（筆頭学術論文があるか審査を行います。）

